

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

対象の自動車は、「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表（別表１）」（以下「一覧表」という。）に定めるとおりとする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、一覧表に予定数量を掲示するが、受注者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、監督職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

なお、中部森林管理局の官用自動車の使用状況及び保有台数等の変動によって、一覧表に示す台数及び点検、エンジンオイル交換の予定数量に変動が生じる場合もあるので、受注者は、これに関し異議を申し立てしないこと。

2 業務内容

- （１）受注者は監督職員から、「官用自動車点検等予定表（別紙様式１）」の交付を受け、監督職員と受注者は協議の上、車両毎の業務履行計画を策定する。
- （２）受注者は、監督職員の発行する「発注書（別紙様式２-１、２）」に基づき、「自動車分解整備事業場一覧表（別表３）」に定める事業所が「車両引渡場所庁舎一覧表（別表２）」に定める車両引渡場所から車両を引取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、車両引渡場所に返却すること。
- （３）発注書並びに単価表における件名等の内容は次のとおりとする。

ア 継続検査

継続検査とは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号、以下「法」という。）第６２条に基づく検査とし、継続検査（車検）１式とは以下の①～⑦を含むものとする。

①車検時定期点検整備

②保安検査確認…法第６２条に定める継続検査に係るものとする。

③継続検査代行…自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。（その他必要な書類についても受注者が用意するものとする。）

④ＯＢＤ検査またはＯＢＤ点検…令和３年１０月１日以降の新型車にはＯＢＤ検査を実施し、それ以外の車両にはＯＢＤ点検を実施するものとする。

⑤エンジン及び下回りスチーム洗浄

⑥下回り塗装

⑦車内及び外回り清掃…車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

⑧車両陸送…車両引渡場所から「自動車分解整備事業場一覧表（別表３）」に定める自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。なお、自走による燃料代等は受注者の負担とする。

イ 定期点検整備

定期点検整備とは、法第４８条に基づく点検整備とし、定期点検整備１式とは定期点検整備、ＯＢＤ点検及び車両陸送（上記継続検査⑧と同じ）を含むものとする。

ウ 臨時点検

臨時点検とは、「臨時点検項目表（別紙様式３）」に示す点検項目を点検するものとし、臨時点検１式とは、臨時点検及び車両陸送（上記継続検査⑦と同じ）を含むものとする。

なお、臨時点検は、監督職員の判断により発注しない場合もある。

エ エンジンオイル交換

エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品、ＳＰ品質（ＡＰＩ規格））代金を含むものとする。

オ エンジンオイル及びオイルエレメント交換

エンジンオイル及びオイルエレメント交換には、エンジンオイル（部品、ＳＰ品質（ＡＰＩ規格））及びオイルエレメント（部品）代金を含むものとする。

カ リサイクル部品

点検整備の結果、部品を交換する際にリサイクル部品を使用できる場合は、リサイクル部品を使用する。

キ 別途発注

上記以外の業務について、監督職員は受注者に依頼できるものとする。

３ その他

（１）受注者は、車両の返却にあたっては、監督職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにし、検査職員による検査を受けること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

（２）予定数量はあくまでも見込み数量であり、決してこの数量を確約するものではない。

別表1
令和7年度 自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表(第4号 長野地域)

県名	所属	入札番号および地域	車両引渡場所	配置場所	管理番号	ナンバー種別	登録番号	車台番号	メーカー	車名	形式	総排気量 単位「L」	車両重量、 (貨)総重量	車別用途	登録年月日	車検満了日	保険(共済)期間 (自賠責保険期間)		継続検査(車検)				定期点検整備		臨時点検	エンジンオイル及び オイルエレメント交換						エンジンオイル交換																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																			令和7年度 (令和7年4月～ 令和8年3月)		車検1式		12ヶ月点検														6ヶ月点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																	自	至	自動車重量税	自賠責保険料	乗用車	小型貨物自動車	軽自動車	乗用車		小型貨物自動車	軽自動車	小型貨物自動車	乗用車	軽自動車	排気量1・0L未満	排気量1・5L未満	排気量2・0L未満	排気量2・5L未満	排気量2・5L以上	軽自動車	排気量1・0L未満	排気量1・5L未満	排気量2・0L未満	排気量2・5L未満	排気量2・5L以上	軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
長野	本局	4長野	局	本局	6	3	松本300む4333	CV5W-0800831	三菱	デリカD:5	DBA-CV5W	2.4ℓ	～2t	普通・乗用・自家用	H24.10.22	R7.10.21	R3.11.19	R5.11.19	45,600	17,650	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

合計13台

小 計	240,800	141,090	7	0	1	5	0	0	0	12	1	0	0	8	4	0	1	0	0	8	4	0	1
-----	---------	---------	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳	排気量	台数(台)	車検				エンジンオイル及び オイルエレメント交換	エンジンオイル 交換
			車検	12ヶ月点検	6ヶ月点検	臨時点検		
乗用車	1.5L未満	12	7	5		12	0	0
	2.0L未満						8	8
	2.5L未満						4	4
	2.5L以上						0	0
小型貨物自動車	2.0L未満	0	0	0		0	0	
軽自動車		1	1	0		1	1	
計		13	8	5	0	13	13	13

※車両は変動する場合があります。

別表2

車両引渡場所庁舎一覧表(第4号 長野地域)

車両引渡場所 名 称	車両引渡場所 住 所	配置場所 名 称	配置場所 電話番号
中部森林管理局	〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5	中部森林管理局	050-3160-6500

官用自動車点検等予定表

【この様式は基本様式であり、場合により変更することがある。】

[illegible]

発 注 書

令和 年 月 日

御中

△△森林管理署
担当：〇〇グループ 〇〇担当
〇〇 〇〇
電話：0000-00-0000
メールアドレス：〇〇 〇〇

令和7年 月 日付け契約の中部森林管理局官用自動車点検等業務(〇〇地域)について契約約款第1条第1項に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

記

1 引渡場所

2 点検車両、内容

(1)点検車両

管理番号	メーカー	車種	登録番号	備 考 (違和感、異音の有無等)	点検整備希望日	履行期限

(2)内容

項 目	仕 様	区 分	台 数	備 考
継続検査 (車検)1式 ※令和3年10月1 日以降の新型車 に適用	車検時定期点検整備、保安検査確認、継続検査代行、OBD検査、エンジン及び下回りスチーム洗淨、下回り塗装、車内及び外回り清掃、車両陸送を含む	乗用自動車	乗用自動車	
		小型貨物自動車	小型貨物自動車	
		軽自動車	軽自動車	
継続検査 (車検)1式 ※上記以外に適用	車検時定期点検整備、保安検査確認、継続検査代行、OBD点検、エンジン及び下回りスチーム洗淨、下回り塗装、車内及び外回り清掃、車両陸送を含む	乗用自動車	乗用自動車	
		小型貨物自動車	小型貨物自動車	
		軽自動車	軽自動車	
定期点検 整備1式	12ヶ月定期点検整備、OBD点検、車両陸送を含む	乗用自動車	乗用自動車	
		小型貨物自動車	小型貨物自動車	
		軽自動車	軽自動車	
	6ヶ月定期点検整備、車両陸送を含む	小型貨物自動車	小型貨物自動車	
臨時点検 1式	臨時点検、車両陸送を含む	乗用自動車		
		軽自動車		

エンジンオイル 及び オイルエレメント 交換	部品代、工賃を含む。 (持込又は、車検及び点検時に行う場合) ※点検の結果、不要であれば交換しない。	排気量1.5L未満		
		排気量2.0L未満		
		排気量2.5L未満		
		排気量2.5L以上		
		軽自動車		
エンジンオイル 交換	部品代、工賃を含む。 (持込又は、車検及び点検時に行う場合) ※点検の結果、不要であれば交換しない。	排気量1.5L未満		
		排気量2.0L未満		
		排気量2.5L未満		
		排気量2.5L以上		
		軽自動車		

点検対象車両の詳細、点検項目等は官用自動車点検等業務仕様書のとおり

3 その他特記事項

上記2の点検等の結果、仕様書に定めた内容以外に必要な「追加整備」が発生した場合。

- ①当該発注者へ追加整備項目について連絡する。
- ②当該発注者の指示により追加整備の見積書をメール等により送付する。
- ③当該発注者は、整備する項目を受注者に連絡する。
- ④受注者は③の項目について、見積書の原本を送付する。
- ⑤当該発注者は「追加発注書」を送付する。
- ⑥追加整備を行う。
- ⑦納車及び検査を受ける。

追加整備発注書

令和 年 月 日

御中

△△森林管理署

担当: ○○グループ ○○担当

○○ ○○

電話: 0000-00-0000

メールアドレス: ○○ ○○

下記のとおり発注済の点検整備において、貴社より追加整備が必要であるとの判断により提出された見積書(整備内容)については追加整備が必要と認められるので、契約約款第9条第1項に基づき点検整備を依頼する。

記

1 発注済の内容

- ① 既発注日 令和 年 月 日
- ② 管理番号 号
- ③ 登録番号
- ④ 点検内容

2 貴社追加整備見積日

令和 年 月 日

3 その他特記事項

- (1) 本通知をもって「追加整備」の契約の締結とする。
- (2) 履行期限は令和 年 月 日 とする。

別紙様式3

臨時点検項目表

管 理 No. :

登録番号:

車 種 名 :

走行距離:

点検箇所	点検項目	点検結果・特記事項
エンジン回り	エンジンのかかり具合、異音	
	低速及び加速の状態	
	エアークリーナー・エレメントの汚れ	
	エンジンオイルの量・汚れ	
	パワーステアリングフルードの量	
	ラジエター液量・LLC・濃度	
	各ベルトの緩み・損傷	
	ファンベルト	
	エアコンベルト	
	パワーステアリングベルト	
	ウインドウォッシャー液量	
	バッテリー液量・比重	
	排気の汚れと排気状態、マフラーの損傷	
動力伝達装置	クラッチの液量又はA/Tオイルの量・汚れ	
	クラッチの作用又はオートマチックトランスミッションの作用	
	クラッチペダルの遊び、きれた時の床板とのすき間	
電気装置	点灯装置、方向指示器の作用	
	ホーンの作用	
	ワイパー、ウォッシャーの作用	
タイヤ	空気圧	
	溝の深さ・異常な摩耗	
	亀裂・損傷・異物	
	ホイールナットの緩み	
ブレーキ回り	ブレーキ液の量	
	ブレーキペダルの遊び、踏み込んだ時の床板とのすき間	
	パーキングブレーキの引きしろ	
	ブレーキの効き具合	
	ブレーキ・パッドの摩耗	
	ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗	
	ブレーキ・ホース、パイプからの汚れ・損傷・取付状態	

点検結果の略記号:異常なし＝○ 交換＝× 修理＝△ 調整＝A 清掃＝C 給油＝L

点検完了年月日: 令和 年 月 日

点検実施 修理工場名	
---------------	--

単価表（第4号 長野地域）

項 目				数量 A	単位	単 価 B (円)	金額 A×B (円)
自動車重量税 ※	乗用自動車(2年自家用) 車両重量0.5トンを超え1トン以下	エコカー減免適用	免税		台		
		エコカー減免適用なし	エコカー		台	10,000	
			エコカー以外13年未満		台	16,400	
			エコカー以外13年経過		台	22,800	
			エコカー以外18年経過		台	25,200	
	乗用自動車(2年自家用) 車両重量1.5トンを超え2トン以下	エコカー減免適用	免税		台		
		エコカー減免適用なし	エコカー		台	15,000	
			エコカー以外13年未満	1	台	24,600	24,600
			エコカー以外13年経過		台	34,200	
			エコカー以外18年経過		台	37,800	
	乗用自動車(2年自家用) 車両重量2.5トンを超え3トン以下	エコカー減免適用	免税		台		
		エコカー減免適用なし	エコカー		台	20,000	
			エコカー以外13年未満	5	台	32,800	164,000
			エコカー以外13年経過	1	台	45,600	45,600
			エコカー以外18年経過		台	50,400	
	乗用自動車(2年自家用) 車両重量3.5トンを超え4.5トン以下	エコカー減免適用	免税		台		
		エコカー減免適用なし	エコカー		台	25,000	
			エコカー以外13年未満		台	41,000	
			エコカー以外13年経過		台	57,000	
			エコカー以外18年経過		台	63,000	
	小型貨物自動車(1年自家用) 車両総重量2.5トンを超え3トン以下	エコカー減免適用	免税		台		
		エコカー減免適用なし	エコカー		台	7,500	
			エコカー以外13年未満		台	12,300	
			エコカー以外13年経過		台	17,100	
			エコカー以外18年経過		台	18,900	
	検査対象軽自動車(2年自家用)	エコカー減免適用	免税		台		
		エコカー減免適用なし	エコカー		台	5,000	
			エコカー以外13年未満	1	台	6,600	6,600
エコカー以外13年経過				台	8,200		
エコカー以外18年経過				台	8,800		
自賠責保険料 ※	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月			7	台	17,650	123,550
	小型貨物自動車(自家用) 本土 12ヶ月				台	12,850	
	検査対象軽自動車(自家用) 本土 24ヶ月			1	台	17,540	17,540
小 計・・・① (非課税分)							381,890

※法律等により定められている金額に変更が生じた時は、契約期間中であっても、その適用時期に応じて改定する。

単価表（第4号 長野地域）

項 目			数量 A	単位	単 価 B (円)	金額 A×B (円)
継続検査 (車検)1式 ※令和3年10月1日以 降の新型車に適用	車検時定期点検整備、保安検査確認、継続検査代行、OBD検査、エンジン及び下回りスチーム洗浄、下回り塗装、車内及び外回り清掃、車両陸送を含む	乗用自動車		式		
		小型貨物自動車		式		
		軽自動車		式		
継続検査 (車検)1式 ※上記以外に適用	車検時定期点検整備、保安検査確認、継続検査代行、OBD点検、エンジン及び下回りスチーム洗浄、下回り塗装、車内及び外回り清掃、車両陸送を含む	乗用自動車	7	式		
		小型貨物自動車		式		
		軽自動車	1	式		
定期点検 整備1式	12ヶ月定期点検整備、OBD点検、車両陸送を含む	乗用自動車	5	式		
		小型貨物自動車		式		
		軽自動車		式		
	6ヶ月定期点検整備、車両陸送を含む	小型貨物自動車		式		
臨時点検1式	臨時点検、車両陸送を含む	乗用自動車	12	式		
		軽自動車	1	式		
エンジンオイル 及び オイルエレメント 交換	部品代、工賃を含む。 ※持込又は、車検及び点検時に行う場合	排気量1.5L未満		式		
		排気量2.0L未満	8	式		
		排気量2.5L未満	4	式		
		排気量2.5L以上		式		
		軽自動車	1	式		
	部品代、工賃、車両陸送を含む。 ※車検及び点検を含まない場合	排気量1.5L未満		式		
		排気量2.0L未満	8	式		
		排気量2.5L未満	4	式		
		排気量2.5L以上		式		
		軽自動車	1	式		
エンジンオイル 交換	部品代、工賃を含む。 ※持込又は、車検及び点検時に行う場合	排気量1.5L未満		式		
		排気量2.0L未満	8	式		
		排気量2.5L未満	4	式		
		排気量2.5L以上		式		
		軽自動車	1	式		
	部品代、工賃、車両陸送を含む。 ※車検及び点検を含まない場合	排気量1.5L未満		式		
		排気量2.0L未満	8	式		
		排気量2.5L未満	4	式		
		排気量2.5L以上		式		
		軽自動車	1	式		
小 計・・・② (課税分)						
消費税(10%)※・・・③						
合 計 (①+②+③)						381,890

※法律等により定められている金額に変更が生じた時は、契約期間中であっても、その適用時期に応じて改定する。